

板橋区 SDGs プラットフォーム公式インスタグラム運用ポリシー

(令和6年9月26日 6板政企第127号)

(目的)

第1条 この運用ポリシーは、「板橋区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、板橋区 SDGs プラットフォーム公式インスタグラムを適切及び円滑かつ効率的に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この運用ポリシーにおいて使用する用語の意義は、板橋区ソーシャルメディア運用基準で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1) インスタグラム (Instagram)

米国 Meta,Inc が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。

(2) 板橋区 SDGs プラットフォーム公式インスタグラム

板橋区 SDGs プラットフォーム及びそのポータルサイトに関して、ブランド戦略担当課が発信主体となり、ブランド戦略担当課長が運用するインスタグラムをいう。

(3) 運用ポリシー

板橋区 SDGs プラットフォーム公式インスタグラムの運用方針や取り決めをいう。

(運用体制)

第3条 板橋区 SDGs プラットフォーム公式インスタグラムの運用に係る管理体制は次のとおりとする。

(1) 運用管理責任者（以下、「管理者」という。）は、ブランド戦略担当課長とする。

(2) 運用補助者は、政策企画課職員及び板橋区 SDGs プラットフォーム運営要領において定める板橋区 SDGs プラットフォーム運営事務局とする。

(3) 管理者は、必要に応じて、運用補助者の範囲を変更することができる。

(アカウント)

第4条 板橋区 SDGs プラットフォーム公式インスタグラムのアカウント登録内容は次のとおりとする。

(1) 名前：板橋区 SDGs プラットフォーム【公式】

(2) ユーザー名：cityitabashi_sdgs

(3) その他の事項については、管理者が別に定める。

(なりすまし等の防止及び発生時の対応)

第5条 第三者によるなりすまし等を防止するため、板橋区 SDGs プラットフォーム公式インスタグラムのアカウント情報を区公式ホームページに常時掲載し、公式アカウン

トであることを明示する。

- 2 なりすまし等を発見した場合は、ただちに区公式ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

(情報発信の内容)

第6条 板橋区 SDGs プラットフォーム公式インスタグラムにより区民等に発信する情報は次のとおりとする。

- (1) 板橋区 SDGs プラットフォームの取組・イベント情報のうち、画像・映像共有の手段により広く区民等に周知すべき情報。
- (2) その他、管理者が適当と認める情報。

(投稿方法)

第7条 板橋区 SDGs プラットフォーム公式インスタグラムへの投稿は次のとおりとする。

- (1) 投稿は原則として管理者の判断を必要とする。ただし、次の各号における場合はこの限りではない。
 - (ア) 緊急の場合など、判断する暇がない場合。
 - (イ) イベントの様子などあらかじめ投稿内容の範囲が限られており、管理者の判断を必要としない場合。
 - (ウ) 区公式ホームページや板橋区 SDGs プラットフォーム・ポータルサイトの掲載内容など、管理者が確認済みの内容の転用が大部分を占める場合。
- (2) 前号ただし書きに基づく投稿がなされた場合は、投稿後速やかに管理者へ報告しなければならない。

(運用方法)

第8条 板橋区 SDGs プラットフォーム公式インスタグラムの運用にあたっては、区が別に定める「板橋区ソーシャルメディア運用基準」を遵守する。

(免責)

第9条 この運用ポリシーは、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第10条 この運用ポリシー本文に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、令和6年9月26日から施行する。